

内閣参質二〇〇第七〇号

令和元年十二月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員ながえ孝子君提出愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員ながえ孝子君提出愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府としては、愛媛県総務部総務管理局総務管理課からの連絡及び地域住民の方々からの苦情を受け、愛媛県における御指摘の「航空機とみられる物体の低空飛行」（以下「本件飛行」という。）について、自衛隊機によるものではないことを確認したところである。その上で、現在、米側に対し、本件飛行が米軍機によるものであるか否かを照会しているところであり、本件飛行に関する政府の認識に係るお尋ねについて、現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたい。

いずれにせよ、政府としては、本件飛行のいかんにかかわらず、当該照会と併せて、米側に対し、引き続き、米軍機の飛行に際しては、低空飛行訓練に係る日米合同委員会合意及び関連法規を遵守し、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民の方々を与える影響を最小限にとどめるよう、申入れを行っているところであるとともに、従前から、米側から飛行訓練に関する情報を得られた際には、これらの情報を関係する地方公共団体等へ提供しているところである。